

ID: 99

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の7第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (予定道路の指定) 第68条の7 5 第1項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第52条第2項の前面道路とみなして、同項から同条第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日